

令和7年3月27日

島根県環境生活部環境政策課

担当：岸、熱田

TEL 0852-22-5277

中国電力株式会社三隅発電所に係る協定書の覚書等の一部改定について

本日、島根県、浜田市及び中国電力株式会社が締結している、三隅発電所の事業活動についての環境保全対策等を定めた「環境保全に関する協定書」の「覚書」及び「三隅発電所環境保全協定運用に関する申し合わせ事項」（以下「申し合わせ事項」という。）について下記のとおり改定することとし、新たに締結しましたので、お知らせします。

記

1 改定の経緯

- ・中国電力（株）三隅発電所の立地に伴う地域環境保全等を目的に、中国電力（株）、浜田市及び島根県は、環境保全協定を締結（昭和60年8月12日締結）し、運用
- ・今般、法令改正への対応や排水・ばい煙の排出実態を踏まえた測定頻度の見直しのため、「覚書」及び「申し合わせ事項」を一部改定（今回は4回目の改定）

2 改定内容

- ① 「覚書」で定める生活排水^{注1)}の規制項目のうち、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改定
【改定理由】
水質汚濁防止法等で定める排水基準改正に伴う改定
- ② 「覚書」で定める一般排水^{注2)}の測定頻度見直し
【改定理由】
これまで法令で定める頻度より多い頻度で重点的に監視していたが、2号機運転開始以降も、一貫して協定値を下回っていることから、法令で定める頻度（1年に1回以上）に緩和
- ③ 「覚書」で定める2号機ばいじんの測定頻度見直し
【改定理由】
2号機運転開始を踏まえ、法令で定める頻度より多い頻度で重点的に監視していたが、運転開始以降、一貫して協定値を下回っていることから、1号機側と同様、法令で定める頻度（2カ月に1回以上）に緩和
- ④ その他規定の整理

3 締結日

令和7年3月27日

注1）発電設備以外の施設から生じた、し尿等の生活排水

注2）発電設備からの排水（ボイラー等からの設備排水、機器等洗浄水、排煙脱硫装置排水等）

【参考１】環境保全協定の概要

- ・中国電力(株)三隅発電所の事業活動に関し、環境への負荷を低減し、地域の環境保全に努めること等を理念として、中国電力(株)、浜田市及び島根県の３者で締結
- ・協定、覚書及び申し合わせ事項により構成（昭和 60 年 8 月 12 日に締結）
- ・同発電所には 2 機の発電設備有り（運転開始時期：1 号機は平成 10 年 6 月、2 号機は令和 4 年 11 月）

	締結者	内容
協定	島根県知事 浜田市市長 中国電力(株)代表取締役社長執行役員	・環境保全や環境監視に関する基本的な事項 ・事故時の措置・損害賠償 ・報告の徴収 ・立入検査等 を規定
覚書		協定に基づく、環境保全対策の具体的内容や基準値（協定値）、測定に関する事項（主に発生源排出分）等を規定
申し合わせ事項	島根県環境生活部長 浜田市市長 中国電力(株)カーボンニュートラル推進本部長	協定や覚書の運用に関する事項や努力目標値、測定に関する事項（発生源付近及び周辺環境）等を規定

【参考２】改定履歴

- ・平成 4 年 6 月 8 日一部改定
（覚書）設備の設計変更に伴う一部改定
- ・平成 6 年 9 月 29 日一部改定
（申し合わせ事項）運転開始前の環境監視調査開始に関する内容の見直し
- ・平成 23 年 7 月 27 日一部改定
（覚書・申し合わせ事項）市町村合併に伴う名称変更、文言修正、関係法令の改正への対応
- ・平成 30 年 6 月 25 日締結
（協定）2 号機建設に伴う各規定の文言整理
（覚書）2 号機の諸元（ばい煙排出量、一般排水量等）変更への対応
新たな環境規制（排ガス水銀規制、最終処分場排水規制）への対応
2 号機に係る測定項目等の追加
（申し合わせ事項）1 号機調査結果及び 2 号機建設変更計画に係る環境影響評価を踏まえた環境等監視調査計画の見直し